

申請者 事業者名：経済産業株式会社
 代表者氏名：経済 太郎
 発電設備名：METI バイオマス発電所
 発電設備の出力 (kW)：500
 発電方式：蒸気タービン
☐ 運転開始前
 運転開始予定日： 年 月 日
☒ 運転開始後
 運転開始日：2023 年 8 月 25 日

バイオマス原料・燃料の調達及び使用計画書（変更手続用）

再生可能エネルギー発電事業におけるバイオマス燃料の調達及び使用計画の変更は次のとおりです。

1. バイオマス燃料の使用予定数量等の総括

発電設備が使用するすべてのバイオマス燃料について、変更前後の燃料区分、燃料名、数量及び調達先等を記載すること。

変更事項 ☒ 燃料区分・燃料名 ☒ 使用数量 ☒ 調達事業者・収集地域 （該当事項にチェック）

（1）メタン発酵ガス以外の使用燃料については、以下の表に記載すること。

変更事項	燃料区分 (注2)	燃料名 (注2)	年間使用数量 (t/年) (注3)	調達事業者 (発電設備に燃料を 納入する事業者)(注 4)	収集地域(都道 府県・原産国) (注5)
変更前(注1)					
	B	木質チップ(間伐材 等)	2,000	鈴木チップ(株)	A 県
削除	B	木質チップ(間伐材 等)	2,000	佐藤木材(株)	B 県
	C	木質チップ(国内一 般材)	1,000	佐藤木材(株)	B 県
	C	PKS	2,000	木村商社	M 国

【全燃料共通】

削除	D	木質チップ（建設資材廃棄物）	1,000	山田産業（株）	C 県
	計		8,000		
変更後（注1）					
数量減	B	木質チップ（間伐材等）	1,000	鈴木チップ（株）	A 県
追加	B	木質チップ（間伐材等）	2,500	斎藤チップ（株）	B 県
変更なし	C	木質チップ（国内一般材）	1,000	佐藤木材（株）	B 県
追加	C	木質チップ（製材等端材）	1,000	木下木材（株）	A 県
変更なし	C	PKS	2,000	木村商社	M 国
追加	C	木質ペレット（輸入材）	1,000	伊藤物産（株）	U 国
追加	C	木質チップ（剪定枝）	1,000	伊藤チップ（株）	B 県
追加	E	一般廃棄物	2,000	〇〇クリーンセンター	C 県
	計		11,500		

（2）メタン発酵ガスを使用する場合は、以下の表に記載すること。

変更事項	燃料区分 （注2）	原料名	都道府県・市区町村 （注6）	調達事業者 （発電設備に原料を納入する事業者） （注4）	年間使用数量 （t/年）	一般廃棄物・産業廃棄物区分 （廃棄物の場合） （注7）	一般廃棄物・産業廃棄物 処分業許可及び施設設置許可の 要否 （注8）
変更前（注1）							
	A	家畜糞尿	A 県★市	山田牧場	500	産業廃棄物	☐ 要 ☒ 否 （要の場合） ☐ 未取得
	計				500		

変更後（注１）							
数量増	A	家畜糞尿	A 県★市	森田牧場	1,500	産業廃棄物	☐ 要 ☒ 否 （要の場合） ☐ 未取得
追加	A	食品加工残渣	A 県○市	株式会社山田食品	500	産業廃棄物	☒ 要 ☐ 否 （要の場合） ☒ 未取得
	計				2,000		

2. 国内の森林に係る木質バイオマス燃料の概況

発電設備が使用する変更前後の「国内の森林に係る木質バイオマス燃料」のみにについて記載すること。

（１）使用予定量、調達方法等

変更事項	燃料区分 (注 2)	燃料名 (注 2)	伐出事業者、 製材等事業者 (注 1 2) (注 1 8)	年間調達数量 (t/年) (注 1 3) (注 1 4) (注 1 5)	素材の調達地域 (注 1 6)		チップ等加工事 業者 (注 1 7)
					都道府県	市区町村	
変更前 (注 1)							
民有林から調達する場合							
削除	B	木質チップ (間伐材等)	□□森林組合	2,000	B 県	H 市	佐藤木材 (株)
	C	木質チップ (国内一般 材)	□□森林組合	1,000	B 県	H 市	佐藤木材 (株)
国有林から調達する場合							
	B	木質チップ (間伐材等)	○○森林組合	1,000	A 県	D 市	鈴木チップ (株)
	B	木質チップ (間伐材等)	▲▲林業 (株)	1,000	A 県	E 町	鈴木チップ (株)
	計			5,000			
変更後 (注 1)							
民有林から調達する場合							
追加	B	木質チップ (間伐材等)	◎◎森林組合	2,500	B 県	H 市	斎藤チップ (株)

変更なし	C	木質チップ (国内一般材)	□□森林組合	1,000	B 県	H 市	佐藤木材 (株)
追加	C	木質チップ (製材等端材)	\$ \$ 森林組合	1,000	C 県	I 市	木下木材 (株)
国有林から調達する場合							
数量減	B	木質チップ (間伐材等)	〇〇森林組合	500	A 県	D 市	鈴木チップ (株)
数量減	B	木質チップ (間伐材等)	▲▲林業 (株)	500	A 県	E 町	鈴木チップ (株)
	計			5,500			

(2) 変更後の伐出事業者の供給計画

変更事項	伐出事業者 (注 1 8)	団体認定 番号 (注 1 9)	① 現状の素材生産量 (t/年、 2023 年実績) (注 1 5) (注 2 0)	うち発電用木材		④ 今後の素材生産計画量 (t/年、 2026 年予定) (注 1 5) (注 2 0)	うち発電用木材		計画量確保のための具体的 方策 (注 2 1) (注 2 2)	製材事業者・チップ 等加工事業者
				② 申請設備 向 (t/年)	③ その他 (t/年)		⑤ 申請設備 向 (t/年)	⑥ その他 (t/年)		
数量減	〇〇 森林組合	~~~~ □未取得	2,000	1,000	0	1,500	500	1,000	・ 素材生産量は減少となるが、2023 年度において「発電用以外」に供されていた木材について、2026 年度以降の供給はなくなるため、その分、⑥その他発電設備向に回している。	鈴木チップ (株)
数量減	▲▲ 林業 (株)	~~~~ □未取得	1,000	1,000	0	500	500	0	・ 変更なし	鈴木チップ (株)

追加	◎◎ 森林組合	~~~~ □未取得	3,000	2,000	1,000	6,000	2,500	1,000	・増産にあたり、伐採人員の新規採用・育成を行っており、2024年4月から〇班〇人体制で〇t/年を確保する。 ・〇〇山林（〇〇ha）を新たに取得し、林地残材を積極的に活用する。 ・これまで導入していた機材は△△と××それぞれ5台であるが、増産にあたって、新たに導入する機材は〇〇が〇台、〇〇が〇台。	斎藤チップ（株）
数量増	□□ 森林組合	~~~~ □未取得	1,500	500	500	2,000	1,000	1,000	・〇年〇月より、人員を〇人増やし、〇人体制にして材の確保を行う。 ・増産分は~~~~山林（〇ha）、~~~~山林（〇ha）を新たに取得し、調達を行う。 ・使用機材は△△であり、稼働時間を●h/日から〇h/日とすることにより増産を行う。	佐藤木材（株）
追加	\$\$ 森林組合	~~~~ □未取得	5,000	1,000	2,000	4,000	1,000	2,000	・~~~~ ~~~~ ・~~~~ ~~~~	・\$\$ 森林組合 ・木下木材（株）
	計		12,500	5,500	3,500	14,000	5,500	5,000		

(3) 変更後の製材等事業者の供給計画

変更事項	製材等事業者	団体認定番号 (注 1 9)	① 現状の原木入荷量 (t/年、 2023 年実績) (注 1 5) (注 2 0)	うち製材等端材発生量 (注 2 3)		④ 今後の原木入荷計画量 (t/年、 2026 年予定) (注 1 5) (注 2 0)	うち製材等端材発生量		計画量確保のための具体的方策 (注 2 1) (注 2 2)	チップ等加工事業者
				② 申請設備向 (t/年)	③ その他 (t/年)		⑤ 申請設備向 (t/年) (注 2 4)	⑥ その他 (t/年)		
追加	\$\$ 森林組合	~~~~~ ☐ 未取得	4,000	0	1,000	4,000	1,000	0	・ 端材の発生量は○t/日である。 ・ これまで当該端材は○○発電所に納入されていたが、○○発電所の FIT 調達期間終了に伴い、当該申請設備向けに振替えられることとなった。 ・ 当該振替については○○発電所の承諾済みであり、既存事業者への影響はない。	木下木材 (株)
	計		4,000	0	1,000	4,000	1,000	0		

(4) 変更後のチップ等加工事業者の供給計画

変更事項	チップ等加工事業者	団体認定番号 (注19)	① 現状の原材料入荷量 (t/年、2023年実績) (注15)	④ 今後の原材料入荷計画量 (t/年、2026年予定) (注15)	計画量確保のための具体的方策 (注21) (注22)
------	-----------	-----------------	--	--	----------------------------------

【全燃料共通】

	(注 2 5)		(注 2 0)	(注 2 0)		(注 2 0) (注 2 6)	(注 2 6)		
				うち発電用チップ等			うち発電用チップ等		
				② 申請設備 向 (t/年)	③ その他 (t/年)		⑤ 申請設備向 (t/年)	⑥ その他 (t/年)	
数量減	鈴木チップ (株)	~~~~号 ☐ 未取得	3,000	1,000	1,000	2,500	1,000	1,000	・~~~~~ ~~~ ・~~~~~ ~~~
追加	斉藤チップ (株)	~~~~号 ☐ 未取得	0	0	0	3,500	2,500	1,000	・チップ加工場の 新設にあたり、○ ○2台、△△3台 の機材を導入し、 当該生産量の確 保を行う。 ・チップ加工にお ける従業員は4 名おり、生産量を ○○t/日を見込ん でいる。 ・その他発電所向 けチップ 1000t は、全量△△発電 所に納入される。
変 更 な し	佐藤木材 (株)	~~~~号 ☐ 未取得	2,000	1,000	1,000	2,000	1,000	1,000	・~~~~~ ~~~ ・~~~~~ ~~~
追加	木下木材 (株)	~~~~号 ☐ 未取得	4,000	1,000	1,000	4,000	1,000	1,000	・~~~~~ ~~~ ・~~~~~ ~~~
	計		9,000	3,000	3,000	12,000	5,500	4,000	

(5) 変更後の木質バイオマス燃料の価格構成

単位 (円/t)

【全燃料共通】

燃料区分 (注 2)	① 山元価格 (注 2 7) (注 2 8) (注 2 9)	② 運送料 (山元～チップ加工場) (注 3 0)	③ チップ・ペレット加工費	④ 運送料 (チップ・ペレット工場～発電設備) (注 3 0)	⑤ 発電設備着価格 (注 2 7) (注 2 9)
B 木質チップ (間伐材等)	9,000 (水分率 50%)	■ 山元価格に包含	3,000	■ チップ・ペレット加工費に包含	12,000 (乾燥後：水分率 20%、14,000)
C 木質チップ (国内一般材)	4,500 (水分率 50%)	□ 山元価格に包含	2,000	□ チップ・ペレット加工費に包含	10,000 (乾燥後：水分率 30%、11,500)
C 木質チップ (製材等端材)	4,500 (水分率 40%)	□ 山元価格に包含	1,500	□ チップ・ペレット加工費に包含	8,500

3. 国内の森林に係る木質バイオマス以外のバイオマス燃料の概況

1. (1) バイオマス燃料の使用予定数量等の総括に記載した発電設備が使用する変更後のすべてのバイオマス燃料のうち、2. (1) 記載以外のバイオマス燃料について記載すること。(例：輸入木材、(輸入木材等の)製材等端材、河川流木、剪定枝、PKS、パーム油、建設資材廃棄物、一般廃棄物等) メタン発酵ガスの原料については(4)に記載すること。

(1) 使用予定数量等

変更事項	燃料区分 (注 2)	燃料名 (注 2)	年間使用数量 (t/年) (注 3)	調達事業者 (発電設備に燃料を納入する事業者) (注 4)	収集地域 (都道府県・原産国) (注 5)	水分率 (%) (注 2 9)	購入 (処理料) 単価 (円/t)
変更なし	C	PKS	2,000	木村商社	M国	30	20,000
追加	C	木質ペレット (輸入材)	1,000	伊藤物産	U国	20	17,000
追加	C	木質チップ (剪定枝)	1,000	伊藤チップ	B県	20	5,000
追加	E	一般廃棄物	2,000	石丸クリーンセンター	C県	40	0
	計		6,000				

(2) 変更後の輸入木材等の製材等事業者の供給計画

変更事	製材等事業者 (注 3 1)	団体認定番号 (注 1 9)	① 現状の原木入荷量 (t/年、○年実績) (注 1 5)	④ 今後の原木入荷計画量 (t/年、○年予定) (注 1 5)	計画量確保のための具体的方策	チップ等加工事業者
-----	-------------------	-------------------	--	--	----------------	-----------

【全燃料共通】

項			(注 2 0)			(注 2 0)			(注 2 1) (注 2 2)	
			うち製材等端材発生量 (注 2 3)			うち製材等端材発生量				
			② 申請設備向 (t/年)	③ その他 (t/年)		⑤ 申請設備向 (t/年) (注 2 4)	⑥ その他 (t/年)			
		□未取得								
		□未取得								
	計									

(3) 変更後のチップ等加工事業者の供給計画

変更事項	チップ等加工事業者 (注 2 5)	団体認定番号 (注 1 9)	① 現状の原材料入荷量 (t /年、 2023 年実績) (注 1 5) (注 2 0)			④ 今後の原材料入荷計画量 (t /年、 2026 年予定) (注 1 5) (注 2 0) (注 2 6)			計画量確保のための具体的方策 (注 2 1) (注 2 2)
			うち発電用チップ等			うち発電用チップ等			
			② 申請設備向 (t/年)	③ その他 (t/年)		⑤ 申請設備向 (t/年)	⑥ その他 (t/年)		
追加	伊藤チップ (株)	~~~~~ ☐ 未取得	13,000	1,000	2,000	13,000	1,000	2,000	・ ~~~~~ ~~~~~ ・ ~~~~~ ~~~~~ ・ ~~~~~ ~~~~~ ・ 申請設備以外の内訳は、2000tのうち、○○発電所向けが 500t、××発電所向けが 1500t

	計		13,000	1,000	2,000	13,000	1,000	2,000	
--	---	--	--------	-------	-------	--------	-------	-------	--

(4) 変更後のメタン発酵ガスの原料供給計画

変更事項	原料名	都道府県・市区町村 (注6)	調達先 (注32)	年間使用数量 (t/年)	購入(処理料)単価 (円/t)	備考 (注9) (注10) (注11)
数量増	家畜糞尿	A県★市	森田牧場	1,500	500	搾乳牛 400頭 育成牛 200頭
追加	食品加工残渣	A県◎市	株式会社山田食品	500	2,000	報告対象
	計			2,000		

(5) 変更後のメタン発酵ガスの供給計画 ※メタン発酵ガスを購入する場合

燃料名	都道府県・市区町村 (注6)	メタン発酵ガス供給事業者	年間使用数量 (Nm ³ /年)	購入単価 (円/Nm ³)	備考
メタン発酵ガス	A県★市	株式会社伊藤	50,000	5,000	
計			50,000		

4. バイオマス燃料の入手ルート（注33）（注34）（注35）

発電設備が使用するすべてのバイオマス燃料の調達ルートについて、以下に例示する（1）～（15）の該当項目について記載し、該当しない項目については削除すること。なお、例示にないバイオマス燃料がある場合は、当該燃料の項目を追加して記載すること。

変更のあるルートについて、変更前後の入手ルートをそれぞれ記載すること。追加する燃料がある場合は入手ルートの冒頭に「追加」、削除する燃料がある場合は「削除」と記載する。メタン発酵ガスを購入する場合は、メタン発酵ガスの原料についても入手ルートを記載すること。

【国内の森林に係る木質バイオマス】

（1）木質チップ（間伐材等由来のバイオマス）

[変更なし]



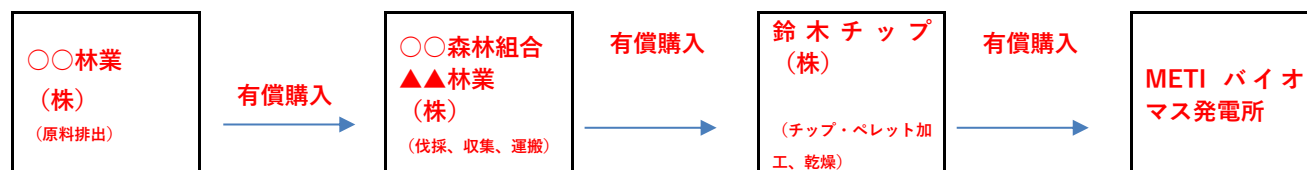
[削除]



[追加]



[変更なし]



（2）木質チップ（一般木質バイオマス）：国内一般材

[変更なし]



（3）木質チップ（一般木質バイオマス）：製材等端材

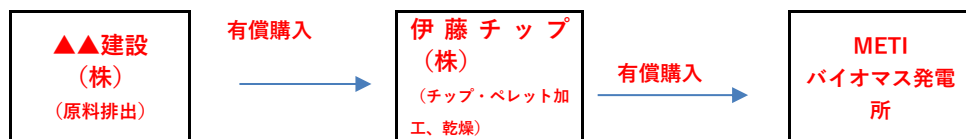
[追加]



【国内の森林に係る木質バイオマス以外のバイオマス】

(4) 木質チップ（一般木質バイオマス）：剪定枝等、河川流木、屋敷林等

[追加]



(5) 木質ペレット（一般木質バイオマス）：輸入木材

[追加]



(6) 木質チップ（一般廃棄物）：剪定枝



(7) 木質チップ（建設資材廃棄物）



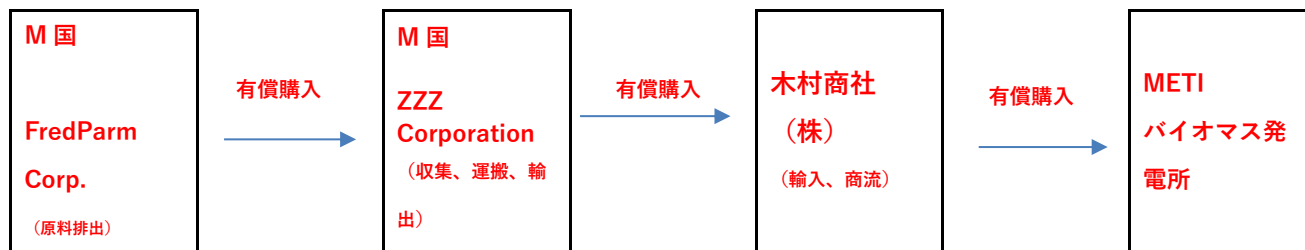
(8) 木質チップ（木質バイオマス証明がない木材）



【農作物の収穫に伴って生じるバイオマス】

(9) パーム椰子殻（PKS）

[変更なし]



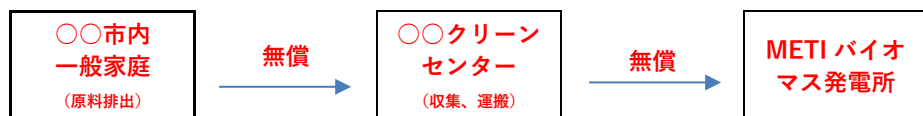
(10) パーム油



【廃棄物】

(1 1) 一般廃棄物または産業廃棄物

[追加]



【メタン発酵ガス】

(1 2) 家畜糞尿

[変更なし]



(1 3) 食品廃棄物

[追加]



(1 4) 下水汚泥



(1 5) メタン発酵ガス



5. 追加した燃料の廃棄物該当性 (注3 6)

燃料発生時の廃棄物該当性の判断結果	燃料区分：C 燃料名：木質チップ（一般木質バイオマス）：剪定枝 判断結果：当該事業に用いる剪定枝は、発生時点において一般廃棄物であると判断された。 燃料区分：E 燃料名：一般廃棄物 判断結果：〇〇市内の家庭から収集される廃棄物は、一般廃棄物であると判断された。
燃料納入時の廃棄物該当性の判断結果	燃料区分：C 燃料名：木質チップ（一般木質バイオマス）：剪定枝 判断結果：当該事業に用いる剪定枝は、発電所への燃料納入時において、~~~~~のため、廃棄物該当性はなく、有価物であると判断された。

	燃料区分：E 燃料名：一般廃棄物 判断結果：〇〇市内の家庭から収集される廃棄物は、発電所への納入時においても一般廃棄物である。
確認先（自治体名・担当課名・電話番号・確認年月日等）	燃料区分：C 燃料名：木質チップ（一般木質バイオマス）：剪定枝 確認先：〇〇県〇〇市廃棄物対策課（TEL：～～～～） 確認日：2022年11月25日に担当課に訪問し、確認。 燃料区分：E 燃料名：一般廃棄物 確認先：〇〇市廃棄物対策課（TEL：～～～～） 確認日：2023年11月25日に担当課に訪問し、確認
（廃棄物に該当する場合） 廃棄物処理業許可取得要否 及び廃棄物処理施設の設置 許可取得要否	燃料区分：C 燃料名：木質チップ（一般木質バイオマス）：剪定枝 一般廃棄物処理施設設置許可：否 一般廃棄物処理業許可：否 産業廃棄物処理施設設置許可：否 産業廃棄物処理業許可：否 燃料区分：E 燃料名：一般廃棄物 一般廃棄物処理施設設置許可：要 一般廃棄物処理業許可：要 産業廃棄物処理施設設置許可：否 産業廃棄物処理業許可：否
（上記許可が必要な場合） 申請時点における上記の許可取得状況	燃料区分：E 燃料名：一般廃棄物 一般廃棄物処理施設設置許可：取得済 一般廃棄物処理業許可：未取得

6. 燃焼灰の処理

この発電に伴って発生する燃焼灰の処理方法（例えば、①産業廃棄物処分事業者に処分を委託、②灰分の成分分析を実施して有害物が含まれていないことを確認のうえ、都道府県に届出して肥料として販売等）について記載すること。燃料の変更に伴い燃焼灰の処理方法が変更となる場合のみ記載する。変更がない場合は「変更なし」と記載する。

変更なし

7. 発酵残渣[消化液（固液分離する場合は固分、液分の両方）]の取扱いについて（堆肥・液肥利用、浄化处理等）

メタン発酵ガスを用いる発電設備の場合で、使用燃料及び原料に追加や変更がある場合、この発電に伴って発生する発酵残渣の取扱いについて記載すること。（注37）

発酵残渣は〇〇県〇〇課に届出のうえ、近隣農家に無償譲渡を行う。なお、残渣の譲渡については、利用計画を交わし、A県の肥料担当部局と関係法令について確認済み。

8. 燃料供給者等関係者との調整状況

（1）～（4）については、2. 国内の森林に係る木質バイオマス燃料の概況に記載した発電設備が使用する追加・変更の生じた「国内の森林に係る木質バイオマス燃料」に限り記載すること。

（5）については、建設資材廃棄物を燃料とする場合のみ記載すること。

項 目	調 整 状 況
（1）燃料の安定調達 ①長期にわたる安定供給協定の証明や契約等の有無の考え方を記載すること。（別途発電事業者とチップ生産業者及び木材事業者との協定書等を添付すること。） ②燃料の安定供給に向けた関係者の取組等を詳細に記載。	① 【斎藤チップ（株）】 当社と調達事業者である斎藤チップ（株）との間で発電開始から 15 年間にわたる安定調達の協定を締結済み。協定期間の 15 年間を経過した際には改めて協定を締結する予定である。 【木下木材（株）】 当社と調達事業者である木下製材（株）との間で発電開始から 20 年間にわたる安定調達の協定を締結済み。 ② 斎藤チップ（株）と定期的に打ち合わせをし、燃料調達の状況について調整を図る。木下木材（株）とは、定期的に原料やチップ市場の情報の共有を行う。

(2) 都道府県との調整 ※調整が完了し、都道府県から確認書 を入手してから申請すること。 - 木質バイオマスの供給源となる森林行政を所管する都道府県に対して燃料調達変更計画(燃料区分/燃料名、数量、調達事業者、収集地域)を説明し、調達地域の素材生産量との整合性の確認等を記載すること。 - 発電設備を設置する都道府県が木質バイオマス供給源の都道府県と異なる場合は、設置する都道府県へも説明し確認内容を記載すること。	都道府県への説明年月日：2024 年 2 月 25 日 説明先部署：〇〇県林政部林政課 担当者名(役職)：経済二郎(主査) 連絡先(TEL)：~~~~~ 都道府県の指導・助言内容：~~~~~ ~~~~~ ~~~~~ 都道府県への説明年月日：2024 年 2 月 10 日 説明先部署：▲▲県林政部林政課 担当者名(役職)：経済三郎(主査) 連絡先(TEL)：~~~~~ 都道府県の指導・助言内容：~~~~~ ~~~~~ ~~~~~
(3) 国有林との調整 ※調整が完了してから申請すること。	森林管理局等への説明年月日：2024 年 2 月 13 日 説明先部署：〇〇森林管理局資源活用課 担当者名(役職)：経済四郎(専門官) 連絡先(TEL)：~~~~~ 森林管理局等の指導・助言内容：~~~~~ ~~~~~ ~~~~~
(4) 林業、山村地域等への活性化の配慮 (発電設備稼働により創出される直接・ 間接の雇用者数や木質バイオマスを供給 する事業者側への要望等を記載)	発電所予定雇用者数：15 人 関連事業予定雇用者数：10 人 木質バイオマス供給事業者側への要望：長期安定調達のため、林業 就業希望者の継続的な雇用を望む。
(5) 全国木材資源リサイクル協会連合 会との調整	協会への説明年月日：2024 年 2 月 20 日 説明先部署：〇〇木材資源リサイクル協会 担当者名(役職)：〇〇〇〇(〇〇) 連絡先(TEL)：~~~~~ 協会の指導・助言内容：~~~~~ ~~~~~ ~~~~~

(6) 既存用途の事業者への配慮 (製材、合板、木質ボード、畜産事業者、先行発電事業者等既存の事業者との間で行った、バイオマス調達に関して支障の有無の確認及び具体的な確認方法、事業者の反応等を記載)。	事業者名：〇〇製紙株式会社 説明年月日：2024年3月14日 確認方法：面会 事業者の反応：調達ルートが一部重複する部分があり、必要な量の木材調達が困難になっているのではないかと懸念を示された。 対応策等：調達ルートが重なっている〇〇林業について、年間の伐採予定数量などを共有し、調整を図る。 事業者名：〇〇発電所 説明年月日：2023年11月20日 確認方法：面会 事業者の反応：調達ルートの重複は無いものの、調達範囲は近接し今後重複することで必要な量の木材調達が困難になるのではないかと懸念を示された。 対応策等：調達範囲が重複する懸念を示された〇〇地域での施業が予想される〇〇森林組合については、移動式チップperを導入し枝葉等の林地残材を年間〇〇t 使用する計画とし、既存の利用量に影響を及ぼさない旨理解を得た。
(7) 地域社会に対する対応 (発電設備所在地の行政、近隣住民に対する説明の実施等について記載) ※変更前の計画から次の変更をする場合は所在地行政と相談の上、説明を実施すること。 ・木質チップ等の固体燃料から液体燃料へ変更またはこれと逆の変更と発電方式を変更する。 ・燃料使用量が大幅に増加し輸送頻度等が変わる。 ・変更により周辺環境への影響が変わる場合(煤煙量、No_x等環境基準規制値、騒音・振動他)	説明年月日：2024年3月9日 説明方法：近隣住民説明会 地域住民の反応：騒音、振動、トラックの搬入経路が通学路とかぶらないかどうかの懸念あり。 対応策等：運転開始前に防音壁、消音機を取り付ける。また、振動については、発電設備が設置される建物の外を出ると影響はない。また、通学路は燃料搬入経路にかぶらない旨説明した。
(8) その他 (特記事項等)	県内の燃料調達元における再生林のための経費として売電収入の一部を積み立てる基金を〇〇年に運用開始予定。

【全燃料共通】

- (注1) 変更前後の使用するすべての燃料（メタン発酵ガスの場合は原料）を記載し、変更事項欄の記載は記載例を参照すること。調達事業者が複数にわたる場合は、事業者ごとに記載すること。
- (注2) 燃料区分・燃料名は、認定申請様式第1の第2表申請事業計画使用燃料一覧の燃料名を記載すること。
- (注3) 年間使用数量は、国内調達燃料については都道府県単位、輸入燃料は原産国単位で記載すること。
- (注4) 発電事業者が自ら発電設備へ燃料（メタン発酵ガスの場合は原料）を供給する場合は、発電事業者の名称を記載すること。
- (注5) 収集地域は、国内調達燃料については都道府県単位、輸入燃料は原産国単位で記載すること。
- (注6) 市区町村単位で記載し、複数市区町村にわたる場合はすべての市区町村について記載すること。
- (注7) 当該原料の廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和29年法律第72号。以下、「廃掃法」という。）上の廃棄物該当性について、判断権者の判断・見解を確認し、確認先及び判断結果等を記載すること。（判断権者は、産業廃棄物については各都道府県（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第27条に規定する市を含む。）の廃棄物担当課、一般廃棄物については各市町村の廃棄物担当課）
- (注8) 使用原料が原料納入時において廃掃法上の廃棄物に該当する場合は、原料のメタン発酵処理に一般廃棄物・産業廃棄物処分業許可及び施設設置許可を要するかどうかについて関係機関に確認し、いずれかに該当する場合は、該当する欄にチェックを入れること。また、「要」の場合であって、申請時点において当該許可未取得の場合は、「未取得」にチェックを入れること。ただし、使用原料が原料納入時において「廃棄物」に該当する場合であっても、廃掃法等により上記の許可が不要とされている場合は、当該許可が不要となる根拠を示す書面を添付すること。
- (注9) 原料が「家畜糞尿」である場合は、備考欄に家畜の種類及び飼養頭数を記載すること。
家畜の種類は、以下の分類のとおり記載すること。
乳用牛…搾乳牛、乾・未經産牛、育成牛
豚…繁殖豚、肥育豚
肉用牛…肉用牛（2歳以上）、肉用牛（2歳未満）、乳用・交雑種
鶏…採卵鶏、肉用鶏
- (注10) 原料が「農業残渣」である場合には、備考欄に当該バイオマス原料として使用する以前の状況を記載すること。
- (注11) 原料が食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）第9条に規定する定期の報告の対象となっている場合には、備考欄に「報告対象」と記載すること。
- (注12) 製材等端材を使用する場合は製材等事業者の名称を、それ以外の場合は伐出事業者の名称を記載すること。
- (注13) 発電設備が使用する木質バイオマス燃料（チップ、ペレット等）について、本供給計画に基づき運転する予定年の年間調達数量を記載すること。調達事業者（伐出又は加工事業者）が複数にわたる場合は事業者ごとの数量を記載すること。
- (注14) 国有林から調達する場合は、国有林以外の数量と分けて記載すること。
- (注15) 乾燥させた燃料を使用する場合は、年間調達数量欄に乾燥前と乾燥後の重量を分けて記載すること。
- (注16) 表には素材を調達するすべての都道府県名及び市区町村名を記入すること。
- (注17) チップ加工等を行う事業者名を記載すること。発電事業者自らが加工する場合も同様とする。
- (注18) 実際に伐採する事業者を記載すること。（下請けを前提とする場合は、下請事業者を記載する。）作

業を請け負った事業者が元請けの名前で木質バイオマス証明書を発行することは、原則認められない。

- (注19) 「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」(林野庁)に基づく木質バイオマスの証明に係る事業者として認定を受けた木材団体等の団体認定番号(ライフサイクル GHG 対象の場合は GHG 対応の団体認定番号)を記載すること。なお、申請時点において設置予定であるチップ工場等が未完成である等の理由により事業者認定申請が出来ない(団体認定番号未取得)場合については、団体認定番号欄の「未取得」にチェックを入れ、「工場設置予定年月」及び「事業者認定取得予定年月」を記載するとともに、「発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定取得の誓約書」(別途様式あり)を添付すること。
- (注20) ①現状については確認した年の数量を、④今後については本供給計画に基づき運転する予定年の数量を記載すること。
- (注21) 追加、数量変更の事業者の方策を箇条書きによる記載とすること。
- (注22) 現状の生産量・入荷量から、5,000 t 以上、又は2倍以上の増産となっている場合は、詳細な方策を記載すること。
- (注23) 製材等端材の発生量すべて(産業廃棄物として処理するものも含む。)のうち、②申請設備向と③その他の供給数量の内訳を記載すること。
- (注24) ⑤列において、これまでの出荷先から申請設備向けに振替えを行う場合は、その旨を「計画量確保のための具体的方策」欄に記載すること。
- (注25) チップ、ペレットに加工する事業者について記載する。
- (注26) 申請設備以外にチップ等の出荷先がある場合、申請設備以外の出荷先と供給数量の内訳を「計画書確保のための具体的方策」欄に記載すること。
- (注27) 追加、変更の木質バイオマス燃料について取引段階(原木～チップ)ごとの取引価格の単価を記載すること。燃料を乾燥させた場合は、⑤において①列の水分率での取引価格を記載した下段に括弧書きで乾燥後の水分率と取引価格を記載すること。
- (注28) 山元価格とは、例えば森林組合・国有林の販売価格をいう。製材等事業者から製材等端材を調達するときは、製材等事業者から購入する価格を記載すること。
- (注29) 水分率(%) = 水分重量 / (バイオマスの絶乾重量※ + 水分重量) × 100 (%)
 ※絶乾重量とは、水分率を算出して絶乾比重(水分率 0%)に基づき算出された実重量
 ※バイオマス液体燃料を使用する場合は記載不要
- (注30) ①山元価格や③チップ・ペレット加工費に送料が含まれる場合は、該当する欄にチェックを入れること。
- (注31) 原木を海外から輸入し、国内で製材する場合は、製材等事業者を記載すること。
- (注32) 当該原料の調達先を記載すること。
- (注33) バイオマス燃料及び原料について、発生地から発電設備までの発生源・流通・加工・販売・納入等の各取引ルートを各段階の実態に即して記載すること。なお、入手ルートの段階数は実態に応じて増減させること。また、同一燃料及び原料であっても発生・流通・加工等の取引ルートが異なる場合は、それぞれのルートを明記すること。
- (注34) 取引ルートの各段階には原則として事業者名(会社等名)を記載し、事業者が行う事業内容(例えば、木材であれば「伐採」、「収集」「運搬」、「チップ・ペレット加工」、「輸入」「供給」、液体燃料であれ

【全燃料共通】

ば「原料排出」「搾油」「精製」「収集」「運搬」「輸入」「納入」「商流」等）を記載すること。なお、輸入燃料については、当該燃料に関連する原産国の事業者名（会社名等）及び輸入商社等、日本国内の事業者名（会社名等）を明記すること。

（注 3 5）各段階での取引が「有償購入」「無償」「逆有償」「自社供給」のいずれに該当するか記載すること。

（注 3 6）発生段階において廃棄物である可能性がある木材（剪定枝、河川流木、建設資材廃棄物等）及び廃棄物該当性の確認が必要な燃料（メタン発酵ガスの原料を含む。）については、当該燃料及び原料の発生源における廃棄物該当性について、判断権者の判断・見解を確認し、確認先及び判断結果等を記載すること。（判断権者は、産業廃棄物については各都道府県（廃掃法施行令（昭和 46 年政令第 300 号）第 27 条に規定する市を含む。）の廃棄物担当課、一般廃棄物については各市区町村の廃棄物担当課です。）

（注 3 7）廃棄物処理する場合はその旨明記すること。発酵残渣を肥料利用する場合には、圃場面積や作付け予定品目、譲渡する場合はその譲渡先の見込、関係法令の確認状況等についても記載すること。発酵残渣を戻し堆肥として利用する場合は、戻し堆肥として利用しない余剰分の堆肥の取り扱いについて上記に準じて記載すること。発酵残渣を浄化放流する場合には、具体的な浄化処理方法や施設の概要、関係法令の確認状況等についても記載すること。

変更認定申請書、事前変更届出書の添付書類

燃料の追加、変更及び入手（調達）ルートを変更する場合は以下の書類のうち、該当する書類を添付すること。（燃料調達ルートの変更のみであれば○を付した書類は通常不要であるが、変更内容を踏まえ、必要に応じて添付すること。）

申請において必要な書類は、事業計画認定申請書の記載要領（様式第 1）を必ず確認すること。

本欄に記載されていない書類についても、申請の内容に応じて提出を求めることがあるので、留意すること。

< 共通 >

○バイオマス比率計算書

○使用燃料の発熱量等計量分析実施予定書 ※ 1

○バイオマス燃料調達に係る誓約書

○燃料使用量記録表（運転月報等）※ 1

●ライフサイクル GHG の確認にかかる申請別紙 ※ 2

※ 1：使用燃料が単一の場合は不要

※ 2：ライフサイクル GHG の確認対象外の場合は不要

< メタン発酵ガス >

●燃料安定調達契約書等

事業者へ原料を供給する業者との売買契約書等

原料が食品循環資源である場合は、供給業者に留まらず発生する事業所までの売買契約書等

●一般廃棄物（産業廃棄物）処理施設設置許可及び一般廃棄物（産業廃棄物）処分業許可を受けていることを証する書類

申請時点において上記許可を未取得の場合には、「廃掃法上の誓約書」及び「申請設備の運用に必要な

廃掃法上の許可及び許可取得に向けた対応状況」を添付すること。（別途様式あり）

＜国内の森林に係る木質バイオマス＞

●燃料安定調達契約書等

燃料調達事業者と発電事業者間の売買契約書又は二者間の覚書等

●「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」（林野庁）に基づく、燃料調達事業者の木質バイオマス証明書類及び事業者認定取得を確認できる書類の写し（以下、「木質バイオマス証明事業者認定関係書類」という。）

●各都道府県からの調達に関する調整結果を示す書類

＜国内の森林に係る木質バイオマス以外の木質バイオマスのうち、輸入木質バイオマス、建設資材廃棄物、一般廃棄物・産業廃棄物以外のもの＞

●燃料安定調達契約書等

燃料調達事業者と発電事業者間の売買契約書又は二者間の覚書等

●木質バイオマス証明事業者認定関係書類

＜輸入木質バイオマス＞

●燃料安定調達契約書等

国内の燃料調達事業者と発電事業者間の売買契約書又は二者間の覚書等

原産国燃料調達事業者と国内の燃料調達事業者との売買契約書又は二者間の覚書等

●木質バイオマス証明事業者認定関係書類

●「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」（林野庁）に基づく合法性、持続可能性に関する書類

＜農産物の収穫に伴って生じる輸入バイオマス＞

●燃料安定調達契約書等

国内の燃料調達事業者と発電事業者間の売買契約書又は二者間の覚書等

原産国燃料調達事業者と国内の燃料調達事業者との売買契約書又は二者間の覚書等

●持続可能性（合法性）を確認できる書類

詳細は事業計画策定ガイドライン（バイオマス）を参照のこと。

＜農産物の収穫に伴って生じる輸入液体燃料＞

●燃料安定調達契約書等

国内の燃料調達事業者と発電事業者間の売買契約書又は二者間の覚書等

原産国燃料調達事業者と国内の燃料調達事業者との売買契約書又は二者間の覚書等

●持続可能性（合法性）を確認できる書類

詳細は事業計画策定ガイドライン（バイオマス）を参照のこと。

●「輸入バイオマス液体（又は炭化）燃料のトレーサビリティについて」（別途様式あり）

＜建設資材廃棄物＞

- 燃料安定調達契約書等
- 「木質チップ(建設廃材由来)の調達事情について」(別途様式あり)

＜一般廃棄物・産業廃棄物＞

- 年間ごみ処理予定量を示す書類
- ごみ組成分析実施予定書
- 一般廃棄物（産業廃棄物）処理施設設置許可及び一般廃棄物（産業廃棄物）処分業許可を受けていることを証する書類
申請時点において上記許可を未取得の場合には、「廃掃法上の誓約書」及び「申請設備の運用に必要な廃掃法上の許可及び許可取得に向けた対応状況」を添付すること。(別途様式あり)
- 燃料安定調達契約書等（廃棄物が発電設備に納入される時点において有価物と判断される場合）

＜廃食用油＞

- 安定調達契約書等（売買契約書等）
燃料調達事業者と発電事業者間の売買契約書又は二者間の覚書等
すべての廃食用油排出事業者と燃料調達事業者との売買契約書又は二者間の覚書等